



三重県公報

令和3年6月11日(金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	公 告		
	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施	(感染症対策課)	2

公 告

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施について次のとおり公告します。

令和3年6月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

(1) 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

(2) 対象者

12歳以上の者

なお、予防接種を行うに当たっては、対象者が自らの意思で当該疾病に係る予防接種を希望していることが認められる場合に限り、また、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認します。ただし、対象者の意思を明確に確認できない場合は、接種を受けることができないものとします。

2 予防接種を行う期間

令和3年6月12日から令和4年2月28日まで

3 予防接種を行う場所

国立大学法人 三重大学

三重県津市栗真町屋町 1577

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者

ア 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な基礎疾患にかかっていることが明らかな者

エ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

オ アからエまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに三重県医療保健部感染症対策課に連絡すること。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
